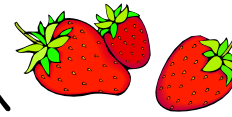


吉見町へ転入される方へ



他の市区町村から、吉見町に引っ越された場合は、新しい住所に住み始めた日の翌日から数えて14日以内に転入の手続きをしてください。

第三者による虚偽の届け出を防止するため、届出人の本人確認を行っています。マイナンバーカードや運転免許証、資格確認書等本人確認ができるものをお持ちください。ご協力をお願いいたします。

《転入届の手続きに必要なもの》

①前に住んでいた市区町村長発行の**転出証明書**※

②本人確認ができるもの

官公署が発行した顔写真付きの証明書

例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳、
運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）等

官公署が発行した顔写真付きの証明書がない場合は、次のものから2点以上

例：資格確認書、医療費受給者証、年金証書、年金手帳、介護保険被保険者証 等

③マイナンバーカード（お持ちの方）

④外国人の方は**在留カード**等

⑤代理人が届け出する場合は、転入される本人が自署した**委任状**


⑥国外から転入する方は次のものもお持ちください。

パスポート（全員分）、戸籍謄本、戸籍附票、マイナンバーカード（お持ちの方）

※自動化ゲート等により、帰国（入国）印がパスポートに押印されていない場合は、空港でパスポートに帰国（入国）印を押印してもらってください。帰国後にパスポートを確認し、帰国印が押印されていない場合は、eチケットを印刷したものや帰国時の飛行機搭乗券の半券等、入国日が分かるものをお持ちください。

※マイナンバーカードを利用して転出した場合は、転出証明書は発行されません。

《以下に該当する方はご確認ください》

チェック欄	項目	手続き	担当課
	印鑑登録	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・官公署が発行した顔写真付きの証明書(マイナンバーカード等) ・登録する印鑑 ※官公署が発行した顔写真付きの証明書をお持ちでない方や、代理人による申請の場合は登録方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。	【町民健康課 町民係】 庁舎 1階 ②番窓口 0493-63-5010(直通)
	マイナンバーカード <u>有効期限内であり、有効なカードであれば継続利用ができます。</u> ◆国外転入 新住所に住み始めた日から14日以内に転入手続きをしてください。 ◆国内転入 新住所に住み始めた日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入手続きをしてください。	カードの継続利用をご希望の方は、継続利用の手続きをしてください。なお、左記の期間までに転入手続きをしないとカードが失効しますのでご注意ください。 《必要なもの》 ・マイナンバーカード ・官公署が発行した顔写真付きの証明書、(運転免許証等) ※カード交付時に設定したパスワードが必要になります。	【町民健康課 町民係】 庁舎 1階 ②番窓口 0493-63-5010(直通) 券面事項変更について 

チェック欄	項目	手続き	担当課
	在留カード 特別永住者証明書	住所異動の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・パスポート等	【町民健康課 町民係】 庁舎 1階 ②番窓口 0493-63-5010(直通)
	国民年金	個人番号が新規付番となった方は手続きが必要です。 ※受給者の方も、手続きが必要となる場合があります。	【町民健康課 保険年金係】 庁舎 1階 ③番窓口 0493-63-5011(直通)
	国民健康保険	前住所地で国民健康保険に加入されていて、引き続き吉見町の国民健康保険に加入される方は、住所異動の手続きの際に資格確認書又は資格情報のお知らせを発行いたします。	【町民健康課 保険年金係】 庁舎 1階 ③番窓口 0493-63-5011(直通)
	後期高齢者医療制度	資格変更等の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・資格確認書等の写し ・前住所地からの「負担区分等証明書(県外からの転入の場合)」	【町民健康課 保険年金係】 庁舎 1階 ③番窓口 0493-63-5011(直通)
	障害者手帳 (身体・療育・精神)	住所異動等の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・障害者手帳 ・マイナンバーがわかるもの	【長寿福祉課 福祉係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5012(直通)
	重度心身障害者 医療費	住所異動等の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・障害者手帳 ・資格確認書等 ・振込先がわかるもの	【長寿福祉課 福祉係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5012(直通)
	自立支援医療費	住所異動等の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・受給者証 ・マイナンバーがわかるもの	【長寿福祉課 福祉係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5012(直通)
	老人福祉センター 荒川荘利用券	60歳以上の方に、荒川荘の利用券をお渡します。 転入届出時にお受け取りください。	【長寿福祉課 福祉係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5012(直通)
	介護保険	新たに資格取得の手続きをしてください。	【長寿福祉課 介護保険係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5013(直通)
	妊婦健診 乳幼児健診・予防接種等	妊婦健診、乳幼児健診・予防接種履歴を確認させていただき、必要な書類をお渡します。保健センターへお越しください。 《必要なもの》 ・母子健康手帳 ・妊婦健診助成券一式 ※ <u>予防接種の詳細は、『保健事業ガイドブック』等をご確認ください。</u>	【吉見町保健センター】 庁舎北方、消防署うらの建物 になります 0493-54-3120
	こども医療費 受給資格者証	新たに登録の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・保護者及びこどものマイナンバーがわかるもの ・保護者名義の振込先口座がわかるもの	【子育て支援課 児童支援係】 庁舎 2階 ⑩番窓口 0493-63-5014(直通)

チェック欄	項目	手続き	担当課
	児童手当	新たに認定請求が必要です。 《必要なもの》 ・養育者のマイナンバーがわかるもの ・養育者名義の振込先口座がわかるもの	【子育て支援課 児童支援係】 庁舎 2階 ⑩番窓口 0493-63-5014(直通)
	保育所	入所を希望する方(継続入所も含みます)は申込み手続きをしてください。 《必要なもの》 ・保育が必要なことの証明(就労の場合は就労証明書等)	【子育て支援課 児童支援係】 庁舎 2階 ⑩番窓口 0493-63-5014(直通)
	原付バイク (125cc以下)	登録の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・廃車証明書 ※吉見町でも前住所地の廃車の手続きができます。 ただし、そのバイクの吉見町ナンバーを取得する 場合に限りです。 《前住所地の廃車手続きの際にお持ちいただくもの》 ・前住所地のナンバープレート ・標識交付証明書	【税務会計課 課税係】 庁舎 1階 ①番窓口 0493-54-5028(直通)
	小・中学校	転校の手続等をしてください。 《転入する学校へお持ちいただくもの》 ・転出前の学校からの「在学証明書」 ・「教科書給与明細書」 ・「日本スポーツ振興センター加入の有無の証明書」等	【教育委員会 教育総務課 学校教育係】 庁舎 2階 ⑩番窓口 0493-54-7807(直通)
	水道	使用開始(開栓)の手続きをしてください。	【水生活課 水道業務係】 庁舎 3階 ⑫番窓口 0493-54-1545(直通)
	浄化槽	ご使用の浄化槽の状況により手続きが異なります。 詳しくはお問い合わせください。	【水生活課 下水道業務係】 庁舎 3階 ⑫番窓口 0493-54-1545(直通)
	ごみの出し方等	ごみの種類によって出し方が異なります。詳しくはお問い合わせください。 ※回収の曜日は地区ごとに異なります。	【環境課 廃棄物対策係】 庁舎 1階 ⑤番窓口 0493-54-7811(直通)
	犬の登録	前住所地から引き続き犬を飼っている場合、登録の手続きをしてください。	【環境課 環境衛生係】 庁舎 1階 ⑤番窓口 0493-63-5017(直通)
	ゼロカーボンシティ 推進補助金	太陽光発電システムなど、補助対象設備を設置するときは、補助金の交付対象となる場合があります。 詳しくは、お問い合わせください。	【環境課 環境衛生係】 庁舎 1階 ⑤番窓口 0493-63-5017(直通)
	定住化促進奨励金	町内に住宅を取得したときは、奨励金の交付対象となる場合があります。 詳しくは、お問い合わせください。	【総合政策課 政策推進係】 庁舎 3階 ⑪番窓口 0493-54-5026(直通)
	新婚世帯移住定住 促進奨励金	婚姻から1年未満の夫婦で、夫婦双方または一方が40歳未満の場合、交付対象となる場合があります。 詳しくは、お問い合わせください。	【総合政策課 政策推進係】 庁舎 3階 ⑪番窓口 0493-54-5026(直通)

※内容について、詳しくは各課担当へお問い合わせください。

吉見町役場 電話 0493-54-1511 (代表)

開庁時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日及び年末年始を除く)

